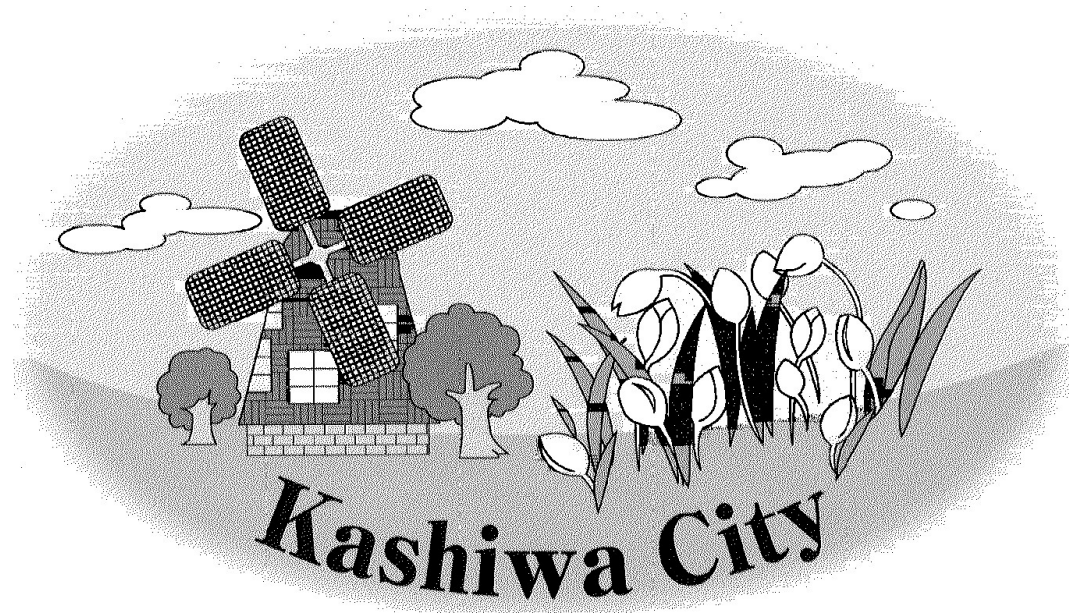


給与・福利厚生の手引



柏市人事課給与厚生室

目 次

第1章	「給料・諸手当の支給について」	1
第2章	「引っ越したとき」	8
第3章	「結婚したとき」	9
第4章	「本人又は配偶者が出産したとき」	11
第5章	「被扶養者の認定について」	15
第6章	「被扶養者が入学・卒業・就職したとき」	21
第7章	「病気やけがをしたとき」	22
第8章	「災害に遭ったとき」	25
第9章	「健康管理について」	27
第10章	「保険について」	35
第11章	「不幸があったとき」	37
第12章	「貯金，貸付，物資の購入について」	39
第13章	「永年勤続の祝金について」	44
第14章	「宿泊施設等の助成，各種幹旋について」	45
第15章	「退職のとき」	47
	（参考）給与支給明細書の内容について	51

この手引は、各章の中で市、共済組合及び厚生組合並びに税に関する手続をそれぞれ区分しています。それぞれの記号は、次のとおりです。

- (1) 市が支給する給与に係る手続（給）
- (2) 千葉県市町村職員共済組合及び千葉県市町村職員互助会に係る手続（共）
- (3) 厚生組合に係る手続（厚）
- (4) 税金に係る手続（税）
- (5) 人事記録等に係る手続（人）

・各申請の様式は

電子書庫＞（共通）業務マニュアル・手引き＞給与・福利厚生（給与厚生室）
＞01 各種ライフイベント提出書類 内に格納しています。

※ 短時間暫定再任用職員の厚生組合の事業については、一部対象外のものがあります。詳細は厚生組合ガイドブックを参照してください。

※ 一部、共済組合、互助会の様式は複写式のためデータ提供が出来ませんので、給与厚生室まで御連絡ください。

第1章 「給料・諸手当の支給について」

1 支給日について（給）

例月給与 毎月21日

（金融機関が休業日のときは直前の営業日）

期末勤勉手当 6月30日，12月10日

（金融機関が休業日のときは直前の営業日）

2 給与の支給に係ること（給）

(1) 給与口座振込について

給与は，金融機関の口座に振り込まれます。

※ 本人名義の普通預金口座（1口座又は2口座）に限ります。

貯蓄口座等は，指定できません。

給与振込口座を変更・新設する場合は，給与口座振込依頼書を以下期日までに提出してください。

変更・新設	期 日
例 月 給 与 か ら	希望する月の前月の末日
6 月 期 末 勤 勉 手 当 か ら	5 月 3 1 日
1 2 月 期 末 勤 勉 手 当 か ら	1 1 月 1 0 日

※ 変更・新設する口座の金融機関・支店・名義人・口座番号がわかるもの（通帳，キャッシュカードの写し，ネット口座のスクリーンショット等，ゆうちょは口座情報がわかるページ）の写しを添付してください。

(2) 給与明細について

給与明細は電子配信となります（LINKの確認等が出来ない一部部署除く。）。以下の方法で確認出来ます。

ア LINKの「給与明細閲覧・年末調整申告」メニュー

イ お手持ちのスマートフォンやパソコン

<https://s-paycial.shinwart.com/city-kashiwa/>



※ ログインIDは職員番号，初回パスワードは西暦生年月日8ケタです。

パスワードがわからなくなってしまった場合は，給与相談専用メールへお問い合わせください。

3 諸手当の支給について（給）

(1) 地域手当

ア 内容

地域の民間賃金水準に応じて職員に支給される手当

イ 支給額

(給料+扶養手当+管理職手当) × 7%

(2) 扶養手当

ア 内容

扶養親族を有する職員に対して支給される手当

イ 認定対象

- ・配偶者（事実婚にある者を含む。）
- ・子，孫，弟及び妹（22歳に達する日以後の最初の3月31日まで）
- ・父母及び祖父母（60歳以上に限る。）
- ・重度心身障害者

ウ 支給額

		令和7年度	令和8年度以降
配偶者	7級以下	3,000円	0円
	8級	0円	0円
	9級	0円	0円
子		11,500円	13,000円
父母等	7級以下	6,500円	6,500円
	8級	3,500円	3,500円
	9級	0円	0円

※特定扶養親族（16～22歳の子）は，1人につき5,000円加算されます。

※上記区分の級は行政職（一）のものになります。

なお，行政職（二），教育職及び医療職3級以下の職員は「7級以下」の欄，医療職4級職員は「9級」の欄が適用されます。

(3) 管理職手当について

ア 内容

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して支給される手当

イ 支給額

職務の級	職（主なもの）	支給額
9級	部長	89,100円
	その他の職	84,200円
8級	次長，支所長，会計管理者	71,400円
	その他の職	66,900円
7級	課長，部のもとに設置された所，センター及び室の長など	63,100円
	その他の職	58,900円
6級	室長及び出先機関の長	43,400円
	その他の職	39,500円

※上記区分の級は行政職（一）のものになります。

(4) 住居手当について

ア 内容

自ら居住するための住宅を借り受け，月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給される手当

※家賃は賃貸料のみ。共益費，敷金，礼金，駐車料等は含みません。

イ 支給額

(100円未満の端数は切捨て)

家賃の月額	支給額
27,000円以下	家賃の月額 - 16,000円
27,000円超	※(家賃の月額 - 27,000円) ÷ 2 + 11,000円 ※下線部の額と17,000円のうち低い方の額

ウ その他

住所が変更となる場合（手当額に変更がない場合含む），家賃の金額が変更となる場合は住居届を提出してください。

エ 提出期限

事実が生じた日から15日以内（第2章（8ページ参照））

(5) 通勤手当について

ア 内容

通勤のため、交通機関（電車・バス等）や自動車等を利用している職員に支給される手当

イ 支給額の区分及び支給額

区 分	支 給 額
交通機関（電車・バス）	最長6か月定期券価額を一括で支給（一般に利用し得る最安経路）
交通用具（自動車・自転車等）	片道の通勤距離に応じて支給（一般に利用し得る最短距離）
通勤距離が片道2km未満及び徒歩	支給なし

※バスの利用については、原則としてバスの利用距離が片道2km以上の場合を支給対象とします。なお、柏駅・北柏駅ーウェルネス柏間など、バスの距離・本数等を考慮し、通常バスの利用が一般的であると判断できる場合はバス利用を認めます。

※週3日勤務（再任用短時間、任期付短時間）の職員については、「定期券購入時と回数券を比較して安価な方」を通勤手当として支給します。回数券がない会社についてはIC運賃で認定します

ウ 交通用具の支給額

（令和7年4月現在）

通勤距離（片道）	支給額
2km以上 4km未満	2,100円（全額非課税）
4km以上 6km未満	3,100円（全額非課税）
6km以上 8km未満	4,100円（全額非課税）
8km以上10km未満	5,100円（課税分900円）
10km以上15km未満	7,100円（全額非課税）
15km以上20km未満	10,000円（全額非課税）
20km以上25km未満	12,900円（全額非課税）
25km以上30km未満	15,800円（全額非課税）
30km以上35km未満	18,700円（全額非課税）
35km以上40km未満	21,600円（全額非課税）
40km以上45km未満	24,400円（全額非課税）
45km以上50km未満	26,200円（全額非課税）
50km以上55km未満	28,000円（全額非課税）
55km以上60km未満	29,800円（全額非課税）
60km以上	31,600円（全額非課税）

エ 同乗者

同一の交通用具に同乗して通勤する場合は、いずれか一方の職員にのみ支給します。ただし、往路・帰路のいずれか一方のうち、1月当たりの通勤所要日数の9割以上（交代制勤務者以外は18日以上）を交通機関により通勤している場合はIC乗車券又は回数券相当額（片道の運賃に勤務日（21日）を乗じた額の9割）を支給します。

オ 支給限度額

1か月当たりの運賃等相当額が150,000円を超えるときは、150,000円に支給単位期間（≒定期券期間）の月数を乗じた額を支給します。

カ その他

通勤経路が変更となる場合（最寄り駅が変わらず手当額に変更がない場合含む）、通勤届は提出してください。提出がないと、通勤途上で災害にあった場合、通勤災害の認定ができない場合があります。

キ 提出期限

事実が生じた日から15日以内（第2章（8ページ参照））

(6) 時間外勤務手当について

ア 内容

正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給される手当

イ 支給額（1時間あたり）

次の式により算定した額に1.25を掛けた額（夜10時以降は1.5を掛けた額。いずれも1円未満の端数四捨五入）

$$\frac{(\text{給料月額}, \text{地域手当月額}^{\ast 1}, \text{初任給調整手当}, \text{月額で定める特殊勤務手当等月額}^{\ast 2} \text{の合計}) \times 12 \text{月}}{38 \text{時間} 45 \text{分} \times 52 \text{週} - (\text{祝日法に定める休日} + \text{年末年始の休日}) \times 7 \text{時間} 45 \text{分}}$$

※1 給料月額に対する地域手当月額

※2 ア 月額で支給する特殊勤務手当の額

イ 土木作業

ウ ごみの収集作業

エ 児童相談所又は一時保護所勤務者に支給する社会福祉業務手当
(イ, ウ, エは日額に2.1を掛けた額)

※3 祝日法に定める休日は土曜日, 年末年始の休日は祝日法に定める休日, 土曜日又は日曜日を除く

(7) 期末勤勉手当について

ア 内容

民間における賞与（ボーナス）等に見合う手当として支給される手当

イ 支給割合

（令和7年4月現在）

支給時期	期末手当	勤勉手当	合計
6月	1.25月	1.05月	2.3月
12月	1.25月	1.05月	2.3月
合計	2.5月	2.1月	4.6月

※成績により加算あり

※部分休業を取得している場合、期間が除算される場合があります。詳しくは
服務の手引きを参照ください。

ウ 役職加算の割合

給料表	職員	加算割合
行政職給料表(一)	9級	100分の20
	8級及び7級	100分の15
	6級	100分の10
	担当リーダー及び 副園長	100分の6
	5級	100分の5.5
	4級	100分の5
行政職給料表(二)	守衛長、職長	100分の10
	5級	100分の5

エ 計算方法

・ 期末手当：

$\{(給料月額 + 扶養手当) \times 1.07 + (給料月額 \times 1.07 \times 役職加算)\} \times 支給割合$

・ 勤勉手当：

$(給料月額 \times 1.07 + 給料月額 \times 1.07 \times 役職加算) \times 支給割合$

4 支給の始期及び終期について（給）

(1) 扶養手当，住居手当，通勤手当

事実の発生した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合は，その日の属する月）から支給開始となります。また，事実の要件を欠いた場合は，その日の属する月（その日が月の初日の場合は，その日の属する前月）で支給は終わります。

(注) 扶養、住居、通勤手当の申請は、事実の発生した日から15日以内に行ってください。遅れた場合は、支給の始期が遅れます。また、事実の要件を欠いた場合は、速やかに申請してください。手当支給後に申請が出された場合は、戻入していただきます。

例1 出産による扶養申請の場合

(通常の場合)

(1) 3月1日(=事実発生日)に出産、3月12日に
届けた場合 …………… 3月に支給

(2) 3月18日(=事実発生日)に出産、3月28日に
届けた場合 …………… 4月に支給

(申請が遅れた場合)

(3) 3月1日(=事実発生日)に出産、3月17日に
届けた場合 …………… 4月に支給

(4) 3月18日(=事実発生日)に出産、4月3日に
届けた場合 …………… 5月に支給

例2 引っ越したため徒歩通勤から電車通勤になった場合

(通常の場合)

(1) 3月1日から電車通勤開始、3月12日に
届けた場合 …………… 3月に支給

(2) 3月18日から電車通勤開始、3月28日に
届けた場合 …………… 4月に支給

(申請が遅れた場合)

(3) 3月1日から電車通勤開始、3月17日に
届けた場合 …………… 4月に支給

(4) 3月18日から電車通勤開始、4月3日に
届けた場合 …………… 5月に支給

第2章 「引っ越したとき」

提出書類の一覧

(令和7年4月現在)

対象者	提出書類	添付書類	期限	支給額等
全員	住居届 (給)	借家・借間の場合は賃貸借契約書の写し (全ページ)	15日以内	第1章3(4), (5)を参照
全員	通勤届 (給)	交通機関を利用する場合は, 定期券等の写し		
全員	履歴事項変更届 (人)	必要なし	速やかに	X
全員	組員情報等変更登録申告書 (共)	必要なし	速やかに	
該当者のみ	国民年金第3号被保険者住所変更届 (共)	配偶者の年金手帳の写し ※基礎年金番号がわかる部分 または本人及び配偶者のマイナンバーカードの写し	速やかに	※配偶者が共済組合の被扶養者の場合に必要

第3章 「結婚したとき」

提出書類の一覧

(令和7年4月現在)

対象者等	提出書類	添付書類	期限	支給額等		
厚生組合 加入者	結婚給付申請書(厚)	必要なし	1年以内	10,000円 (商品券)		
該 当 者 の み	配偶者を扶養認定する場合	扶養親族認定異動認定申請書(給)	以下1の(2)を参照	15日以内	第1章3(2)を参照	
		被扶養者申告書(共)		30日以内		
		国民年金第3号被保険者関係届(共)	配偶者の年金手帳の写し、または本人及び配偶者のマイナンバーカードの写し			
		個人番号台帳兼届出書(マイナンバー)(給)	番号確認書類 本人確認書類			
	氏名変更がある場合	組合員情報等変更登録申告書(共)	組合員証(本人)	速やかに		
		履歴事項変更届(人)	必要なし	速やかに		
		身分証明書(人)	身分証明書	速やかに		
		給与口座振替依頼書(給)	通帳の写し	速やかに		
		旧姓使用承認申請書(旧姓を使用したい場合のみ)(人)	必要なし	1か月以内		
	住所変更がある場合	住居届(給)	借家・借間の場合は賃貸借契約書の写し	15日以内		第1章3(4)、(5)を参照
		通勤届(給)	交通機関を利用する場合は、定期券等の写し			
		組合員情報等変更登録申告書(共)	必要なし	速やかに		
		履歴事項変更届(人)	必要なし	速やかに		

1 配偶者の扶養の認定について

(1) 支給要件

事実発生日より向こう1年間の収入の合計額が130万円未満(※)であること。(60歳以上及び障害年金該当者は、180万円未満)

※失業給付の日額が3,611円を超える方は、受給中、扶養対象となりません。

※年収130万円未満であっても、給与月額が108,334円以上となる場合は扶養認定の対象とならないことがあります。(60歳以上及び障害年金該当者は、月額15万円)

(2) 添付書類(状況により添付書類が異なるため、給与相談メール等でお問い合わせください)

ア 配偶者が退職し、無職となる場合

→所得証明書、離職票1と2の写し、誓約書(用紙は電子書庫にあります)、個人番号を確認できる書類

イ 配偶者が退職し、前勤務先で雇用保険に加入していない場合

→所得証明書、雇用保険に加入していなかったことが記入された退職証明書、個人番号を確認できる書類

ウ 配偶者がパート等で収入がある場合

→所得証明書、給与等支払証明書(用紙は電子書庫にあります)、個人番号を確認できる書類

2 結婚により姓が変わった場合(給)

(1) 給与口座振込みについて

金融機関で手続を行う前に、変更時期を給与厚生室に申し出てください。連絡をしないで変更すると、給与が振込み不能となることがあります。

(2) 旧姓使用について

柏市職員旧姓使用取扱要領に基づき、旧姓利用の申請が可能です。旧姓使用の承認を受けた場合でも、給与明細、源泉徴収票、共済組合関係文書等は戸籍名での発行となります。

(3) その他

生命保険・財形・損害保険等に加入している場合は、速やかに契約先に連絡の上、氏名の変更手続をしてください。

第4章 「本人又は配偶者が出産したとき」

扶養者となる方：原則（現在のorこの先1年の）所得の多い方が扶養者となります。

※ 児童手当は前年の所得を比較して多い方

提出書類の一覧

(令和7年4月現在)

子を扶養する場合に提出

提出書類	添付書類	期限	支給額等
扶養親族異動認定申請書 (給)	必要なし	出産してから15日以内	第1章3(2)を参照
児童手当認定請求書 (給)	必要なし		3歳未満・・・15,000円 3歳～高校卒業前 ・・・10,000円 ※第3子以降・・・30,000円 ※大学生年代の子は支給対象外ですが、児童数に含めることができます。
被扶養者申告書 (共)	必要なし	出産してから30日以内	X
個人番号台帳兼届出書 (給)	番号確認書類 (マイナンバーが記載された住民票の写し等) ※配偶者のマイナンバーも必要		
【直接支払制度差額申請用】出産費・家族出産費等請求書 (共)	場合により「直接支払制度を利用する旨の合意文書」のコピー ※直接支払制度を利用した場合、出産後6か月ほどで共済組合から請求書が届きます。	出産してから2年以内	1 給付額 産科医療補償制度に加入している医療機関で出産・・・50万円 産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産・・・48万8千円 [請求額-50万(48万8千円)を医療機関にお支払ください。 2 請求額が給付額未満の場合医療機関への支払いはありません。[給付額-実費との差額(発生した場合)、家族出産費附加金2万円・妊婦保健助成金5千円・出産費助成金2万円]が後日、組合員の共済組合給付口座へ支払われます。
出産費・家族出産費等請求書 (共)	・「直接支払制度を利用しない旨の合意文書」の写し ・出産に要した費用の詳細が分かる書類	出産してから2年以内	500,000円 ※産科医療補償制度の対象分娩でない場合488,000円

	<p>※申請書に医師又は助産師の証明が必要</p> <p>※直接支払制度をしなかった場合、事後に申請をすることにより給付される。</p>		
<p>出産給付申請書 (厚)</p>	<p>必要なし</p>	<p>出産してから1年以内</p>	<p>10,000円 (商品券)</p>

1 児童手当について（給）

(1) 支給月

偶数月（4月，6月，8月，10月，12月，2月）に支給

(2) 支給要件

高校第3学年終了まで

(3) その他

児童手当は，配偶者の前年の所得と比較して多い方が，その年の受給者となります。毎年6月に所得の比較を行うため，所得が逆転となった場合は，受給者変更の手続きをご案内する場合があります。

2 育児休業中の共済組合の給付等について

(1) 共済掛金

共済組合へ掛金免除の申請をした場合，申請のあった日の属する月から，育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの間は，掛金が免除になります。

申請の方法は，育児休業を取得する前月20日までに申請書を給与厚生室に提出してください。

(2) 育児休業手当金

育児休業期間中の給料が支給されない期間（子が1歳に達する日まで）について，育児休業手当金が共済組合から支給されます。

※ 父母双方が育児休業を取得する場合は給与厚生室に申出ください。

【育児休業手当の支給期間延長】

速やかな職場復帰を図るため，育児休業の対象となる子の1歳の誕生日の前日までに保育所等への入所（入所希望日は誕生日以前）を申請したが，入所できなかった時は，支給期間延長（子が1歳6カ月に達するまで）の特例措置があります。

さらに，育児休業の対象となる子の1歳6カ月の前日までに保育所等への入所（入所希望日は誕生日以前）を申請したが，入所できなかった時は，支給期間再延長（子が2歳に達するまで）の特例措置があります。保育所入所不承諾（保留）通知等を受けた場合は給与厚生室にお申出ください。

ア 育児休業取得開始から180日まで

育児休業期間（土日除く）1日につき，標準報酬日額の100分の67

イ 181日以降

育児休業期間（土日除く）1日につき，標準報酬日額の100分の50

※標準報酬日額は，標準報酬の月額×1/22で計算。（給付上限あり）

(3) 育児休暇助成金

子が1歳に達した日の翌日以降育児休業を取得し，給料の全部が支給されないとき1日につき300円が支給されます。

(4) 育児休業支援手当金

- ※ 令和7年4月の制度改正によるものです。
詳細については、別途通知予定です。

提出書類の一覧

(令和7年4月現在)

提出書類	添付書類	期限等	支給額等
育児休業掛金免除申出書 (共)	必要なし	育児休業に入る月の前月の20日	2 (1) の本文参照
育児休業手当金請求書 (共)			2 (2) の本文参照
育児休暇助成金請求書 (共)		子の満1歳の誕生日の翌月以降1月単位で請求 (後日まとめて請求も可能)	2 (3) の本文参照

3 育児休業中の期末・勤勉手当の支給について

基準日以前の在職期間に応じて、期末・勤勉手当が支給されます。詳しくは給与厚生室までお問い合わせください。

4 復職後の共済組合の給付について

育児短時間勤務手当

- ※ 令和7年4月の制度改正によるものです。
詳細については、別途通知予定です。

第5章 「被扶養者の認定について」

提出書類の一覧

(令和7年4月現在)

提出書類	添付書類	期限	支給額等
扶養親族異動 認定申請書 (給)	以下3(1)～(3)を参照 重度心身障害者の場合は、 障害の程度が分かるもの	15日以内	第1章3(2)を参照
被扶養者申告書 (共)	以下3(1)～(3)を参照	30日以内	X
個人番号台帳兼 届出書 (共)	番号確認書類 本人確認書類(配偶者のみ)	30日以内	

1 扶養の種類について

- (1) 給与上の扶養手当(以下「扶養手当」)
- (2) 共済組合の保険証の扶養(以下「共済扶養」)
- (3) 税金上の扶養(以下「税扶養」)

2 扶養の範囲について(給)(共)

- (1) 扶養手当を認定できる者
 - ア 配偶者(事実婚にある者を含む。)
 - イ 子、孫、弟及び妹(22歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
 - ウ 父母及び祖父母(60歳以上に限る。)
 - エ 重度心身障害者
- (2) 共済扶養を認定できる者(75歳未満までの者)
 - ア 配偶者(事実婚にある者を含む。)
 - イ 子、孫、兄弟姉妹
 - ウ 父母及び祖父母

- エ 三親等内の親族（同一世帯に属することに限る。）
- オ 事実婚にある配偶者の父母及び子（配偶者死亡後は、同一世帯に属することに限る。）

※75歳以上の者は、後期高齢者医療制度の対象となります。

(3) 扶養手当及び共済扶養を認定できない者

- ア 年額130万円以上（※）の恒常的な収入がある者
（60歳以上及び障害年金該当者は180万円以上）

130万円以上の収入の見積額とは、必ずしも暦年、年度による年額を指すものではなく、将来にわたって1年間という意味です。また、恒常的な収入とは、給与収入等の継続的な収入をいい、土地売買等の一時的な収入は含みません。

※年収130万円未満であっても、給与月額が108,334円以上となる場合は、扶養認定の対象とならないことがあります。給与厚生室に必ず御相談ください。（60歳以上及び障害年金該当者は、月額15万円）

- イ 民間企業などから、扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- ウ 他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上その職員が主たる扶養者でない場合の当該者
- エ 重度心身障害者の場合であっても、終身労務に服することができる者（扶養手当のみ）
- オ 他の社会保険の被保険者（共済扶養のみ）

3 扶養認定に際しての必要書類（給）（共）

(1) 子供の認定

- ア 出生の場合

- (ア) 扶養親族異動認定申請書
- (イ) 被扶養者申告書

※ 扶養親族でない配偶者が、子供の出生により育児休業等を取得した場合、その期間の収入によっては、配偶者を扶養認定できる場合がありますので、給与厚生室にお問合せください。

- イ その他の場合

- (ア) 扶養親族異動認定申請書
- (イ) 被扶養者申告書
- (ウ) 扶養事実申立書

- (エ) 戸籍謄本（改製原戸籍）
- (オ) 所得証明書又は非課税証明書
- (カ) その他必要書類（給与厚生室にお問合せください。）

(2) 結婚等による配偶者の認定

ア 配偶者が退職して無職の場合

※ 失業給付を受給する場合、給付の日額が3,612円を超える場合には被扶養者の対象にはなりませんので、もし超えた場合は速やかに取消申告をして下さい。

- (ア) 扶養親族異動認定申請書
- (イ) 被扶養者申告書
- (ウ) 雇用保険被保険者離職票1・2の写し
- (エ) 国民年金第3号被保険者関係届
- (オ) 個人番号を確認できる書類
- (カ) 所得証明書又は非課税証明書
- (キ) 誓約書（用紙は庁内共有又は給与厚生室）

イ その他の場合

- (ア) 扶養親族異動認定申請書
- (イ) 被扶養者申告書
- (ウ) 退職証明書
- (エ) 雇用保険に未加入であったことの証明書
- (オ) 国民年金第3号被保険者関係届
- (カ) 個人番号を確認できる書類
- (キ) 所得証明書又は非課税証明書

(3) 父母等の認定

- (ア) 扶養親族異動認定申請書
- (イ) 被扶養者申告書
- (ウ) 扶養事実申立書
- (エ) 戸籍謄本（改製原戸籍） ※他の扶養義務者を確認するために組合員の兄弟全員の記載のあるものが必要となります。
- (オ) 所得証明書又は非課税証明書
- (カ) 最新の年金額改定通知書の写し又は年金証書の写し

（注意）アンダーラインを引いてある書類は、用意していただくものです。

4 税扶養について（税）

(1) 配偶者（生計を同じくする者）

配偶者控除 配偶者の所得48万円以下

配偶者特別控除 配偶者の所得48万円超133万円以下

※ 控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額が1,000万円以下

(2) 扶養親族

6親等内の血族及び3親等内の姻族で、生計を同じくし、所得が48万円以下である者

※税扶養をする場合、11月に実施する年末調整時または扶養親族等異動認定申請書（扶養手当認定書類）で申請を行ってください。

要件		税扶養（所得税）
収入額の計算について	年額とは	1月1日から12月31日までの所得
	所得とは	給与所得＝収入－給与所得控除の額 その他の所得＝収入－必要経費
	年額に含まれる収入とは	非課税以外のすべての収入
	非課税の所得収入とは	遺族年金，障害年金等 育児休業手当金（給付金）
	扶養親族になれる収入額の限度	所得が48万円以下，給与収入の場合は103万円（その他の場合は所得が48万円以下）
	失業給付を受けたとき	非課税所得なので課税されません。
年齢について		16歳未満扶養親族※
		19歳以上23歳未満の人は特定扶養親族として認定
		70歳以上の人は，老人扶養として認定
扶養親族の範囲		
<p style="text-align: center;">系累上からみた扶養親族の範囲</p> <p>(注) 1. は血族を表わし、 は姻族を表わす。</p> <p>2. 図は地方公務員等共済組合法上の扶養親族の範囲を表わし、 で囲った部分は給与条例上の扶養親族の範囲を表わす（兄、姉は除く）。なお、所得税法上の扶養親族の範囲には、左記のほか、六親等内の血族も含まれる。</p> <p>3. 地方公務員等共済組合法上の扶養親族の範囲には、左記のほか、内縁の配偶者の父母及び子も含まれる。</p> <p>4. 給与条例の扶養親族の範囲には の範囲以外の者でも、重度心身障害者であれば含まれる。</p>		

※所得税の控除額はなくても，住民税の計算において扶養の人数が関係することがあります。（非課税限度額）

扶養手当	共済扶養
将来1年間にわたって見込まれる収入	
所得＝収入であり，必要経費はない。 (ただし，事業所得及び不動産所得は例外)	
恒常的な収入（給与所得，事業所得，不動産所得等）で，退職手当，一時所得等の一時的な収入は含まれない。	
課税非課税にかかわらず，収入に含める（遺族年金，障害年金等も含む。）。	
130万円未満	130万円未満（障害年金受給者又は60歳以上のかたは180万円未満）
(月々に受ける額×12) ≥ 130万円 であれば取り消してください。	(日額×360日) ≥ 130万円 であれば取り消してください。
22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子，孫，弟及び妹は，認定（4月1日に22歳の誕生日の者は，その前日で22歳に達するので，誕生日の前日まで認定）	75歳以上のかたは後期高齢者医療制度の対象者となるため，共済扶養にとることはできません。
60歳以上の父母及び祖父母 (60歳以上とは60歳の誕生日以後)	
年収の考え方	
<p>X1年</p> <p>1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月</p> <p>X2年</p>	
X1年6月1日アルバイト開始 収入月	
扶養手当・共済扶養の考え方	
事実の発生時から将来1年間にわたって得ることが予測される収入 14万円×12か月（6月～5月）＝168万円 ≥ 130万円 で対象外となる	

第6章 「被扶養者が入学・卒業・就職したとき」

提出書類等の一覧

(入学・卒業)

千葉縣市町村職員互助会から小・中・高校への入学金各5,000円が給付されます。被扶養者情報から手続きを行うため、個別申請は不要です。※互助会加入者のみ対象

(就職)

提出書類	添付書類	期限	支給額等
扶養親族異動 認定申請書 (給)	採用通知書等の写し 就職先の健康保険証の写し	採用後 15日以内	扶養を取消す場合 以下1を参照
就職祝金請求書 (共)		事実の生じた日の 翌日から2年以内	10,000円(中学校・高校 卒業と同時に就職した場合)
被扶養者申告書 (共)	採用通知書等の写し 就職先の健康保険証の写し 組合員被扶養者証	採用後 30日以内	扶養を取消す場合 以下1を参照

1 扶養の取消しについて (給) (共)

(1) 所得要件

被扶養者が就職して共済組合の組合員若しくは他の健康保険の被保険者になった場合又は年間収入が130万円以上(60歳以上及び障害年金該当者は180万円以上)(※)の場合は、扶養の取り消しに該当しますので、書類を提出してください。

※年収130万円未満であっても、給与月額が108,334円以上となる場合は、扶養取り消しに該当することがあります。給与厚生室に必ず御相談ください。(60歳以上及び障害年金該当者は、月額15万円)

(2) 年齢要件 (給)

被扶養者の年齢が22歳に達する日以後の、最初の3月31日で扶養手当の支給要件を欠くこととなります(共済は扶養の要件を満たしている場合、取り消す必要はありません。)

(3) 添付書類

ア 組合員被扶養者証

イ 就職先の健康保険証の写し

ウ イ. が添付できない場合は、就職日が確認できる書類

第7章 「病気やけがをしたとき」

1 医療費等の給付について（共）（厚）

公務外で病気やけがをしたときは、主に次の内容の給付が受けられます。

(令和7年4月現在)

給付の種類	給付内容	給付の要件	提出書類等
療養費給付 (共)	本人，被扶養者とも 7割(未就学児は8割， 70歳以上は8割又は7 割)	公務外の病気又は負傷 の場合	医療機関に組合員 証(被保険者証)を 提示
治療用装具 (共)	コルセット類，義手， 義足，義眼，サポー ター等の費用	疾病又は負傷の治療遂 行上必要なもの	療養費等請求書 治療用装具製作 指示装着証明書 弾性着衣等の装着 指示書(弾性着衣 等) 医師の診断書(小 児弱視等治療用眼 鏡) 領収書(明細がわかるもの)
限度額適用 認定申請 (共)	組合員及び被扶養者(70歳未満) が医療機関に入院した場合，窓 口での自己負担額が一定の限度 額までとなるもの。	入院・外来療養等	限度額適用認定 申請書
長期療養者 助成金 (共)	1日につき 800円 (土日除く)	公務外の傷病又は負傷 で給料が20%以上減 額されたときから起算し て引き続き30日以上療 養したとき，31日目か ら支給。	長期療養者助成金 請求書
傷病手当金 (共)	標準報酬月額×1/22×2/3×給付日数 (土日除く)	公務外の病気又は負傷 で給料の一部又は全部 が支給されないとき。	傷病手当金請求書 ※請求書内に医師 の証明が必要
介護休業 手当金 (共)	標準報酬月額×1/22× 67/100×給付日数(土 日除く) ※給付上限あり	任命権者の承認を受け介 護休業を取得したとき (1日単位で取得したもの 66日を限度に支給)。	介護休業手当金請 求書

介護休暇助成金請求書 (共)	1日につき2,000円 (土日を除く)	任命権者の承認を受けた介護休業を取得し、介護休業手当金受給期間(66日)満了後(※ただし2親等以内)、180日間。	介護休暇助成金請求書
-------------------	------------------------	---	------------

2 医療費の貸付けについて(共)(厚)

保険給付等で受けられる額以上に高額な医療費を要し、資金を要するときは、次の貸付けが受けられます。

(令和7年4月現在)

貸付の種類	貸付の理由	貸付額等	利率	提出書類等
医療貸付 (共)	組合員又はその被扶養者の療養	給料の6月分 (100万円限度)	年 1.26 %	<ul style="list-style-type: none"> 貸付申込書 長期療養の事実を証明する書類(医師の診断書) 借用証書 印鑑証明書
		償還期間 120月以内		
		据置期間 24月以内		
高額医療貸付 (共)	組合員及びその被扶養者が高額療養費の支給の対象となる療養費の支払のため、臨時に資金を必要とするとき(限度額適用認定証を使用する場合は除く。)	高額療養費に相当する額 償還期間 高額療養費が支給されるまで	0%	<ul style="list-style-type: none"> 貸付申込書 保険医療機関の発行する領収証又は請求書の写し 借用証書
医療貸付 (厚)	組合員又はその被扶養者が共済組合又は公立学校共済組合の医療給付が受けられず、特に費用を要するとき。	50万円 ~100万円 償還方法 組合長と協議の上決定する。	0%	<ul style="list-style-type: none"> 貸付申込書 医師の証明書 その他必要なもの 組合員期間が3年未満の者は連帯保証人1名(組合員に限る。)が必要
出産貸付 (共)	組合員及びその被扶養者が、出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産により臨時に費用を必要とするとき(直接支	出産費又は家族 出産費に相当する額 償還方法 出産費又は家族 出産費支給時に	0%	<ul style="list-style-type: none"> 出産貸付申込書 母子健康手帳の写し 出産予定日まで2月以内(多胎妊娠は4月内)であ

	払制度を利用する場合は除く。)	相殺する。 ※出産後に「出産費・家族出産費」の請求が必要		る証明書類等 ・借用証書
--	-----------------	---------------------------------	--	-----------------

第8章 「災害に遭ったとき」

1 災害見舞金（給付金）について（共）（厚）

火災，風水害その他の非常災害により住居又は家財が損害を受けたときは，その損害の程度に応じ，災害見舞金（給付金）として共済組合と厚生組合から次のとおりの給付が受けられます。

(1) 共済組合

ア 申請に必要な書類

※ 申請する場合，共済組合が現地調査を行います。

(ア) 災害見舞金等請求書

(イ) 災害給付金等請求書（互助会加入者のみ）

(ウ) り災証明書

(エ) 被災状況の平面図・見取図

(オ) 被災状況の写真

(カ) 災害見舞金支給調査書

(キ) 家財損害額見積書・固定資産評価証明書

(2) 厚生組合

ア 給付額

全 損 壊 … 100,000円

半 損 壊 … 50,000円

一部損壊等 … 30,000円

イ 申請に必要な書類

災害見舞金申請書，り災証明書

2 特別貸付（厚）

組合員及び被扶養者（共済組合に被扶養者として認定されている者に限る。）が災害，傷病等により，特に費用を必要とするときは，**50万円（1万円単位）**以内の範囲で厚生組合から特別貸付が受けられます。

3 医療貸付（厚）

組合員及び被扶養者（共済組合に被扶養者として認定されているものに限る。）が病気又は負傷により次のいずれかに該当し，かつ，特に費用を必要とするときは**100万円（10万円単位）以内の範囲**で厚生組合から医療貸付が受けられます。

- (1) 共済組合又は公立学校共済組合の医療給付が受けられないとき。
- (2) その他組合長が必要と認めるとき。

4 公務災害・通勤災害について

公務中又は通勤途中にけがをしたときや公務が起因する病気にかかった場合は，公務災害又は通勤災害として療養補償，障害補償等の補償が受けられます。

また，公務災害又は通勤災害としての認定は，地方公務員災害補償基金千葉県支部において行いますので，認定請求書等関係書類を提出してください。

公務災害又は通勤災害を起因とする療養については，原則，共済組合員証を利用できません。治療を受ける際は，公務災害認定を行う旨を医療機関に伝えて下さい。

なお，公務中又は通勤途中にけがをしたときは，速やかに給与厚生室に連絡してください。

第9章 「健康管理について」

職員がこころと身体の健康を保ち、健やかな毎日を送るとともにその職務を果たせるよう、職員健康管理室に専門職（給与厚生室健康管理担当）が常駐し、事業を行っています。

◇職員健康管理室…本庁舎2階 電話：直通7167-1285 内線771-2613, 2657

1 健康診断について（年間予定）

（令和7年4月現在）

健康診断	対象者	実施予定時期
新規採用職員等 雇入時健康診断	新規採用職員	4月
定期健康診断	全職員	9～10月
VDT健康診断	VDT作業に従事する職員	9～10月 定期健康診断と同時実施
骨密度検診	女性職員（希望者）	9～10月 定期健康診断と同時実施
子宮がん検診 （集団）	20歳以上の女性の職員	9～10月 定期健康診断と同時実施
子宮がん検診 （個別）	35歳以上で市町村職員共済組合員の 女性の職員及び被扶養者	随時
乳がん検診 （個別）	35歳以上で市町村職員共済組合員の 女性の職員及び被扶養者	随時
大腸内視鏡検査	35歳以上で市町村共済組合員の職員 及び被扶養者	随時

※ 詳細については、実施時期に合わせて各所属に通知する文書を確認してください。

※ 定期健康診断は、労働安全衛生法第66条及び労働安全衛生規則第43条の規定により、受診義務が課せられています。人間ドック等を受診した場合は、定期健康診断の代替とすることができます。厚生組合の指定する医療機関で人間ドックを受診する場合は、各医療機関から結果の送付がありますが、指定以外の医療機関については、必ず自分の結果票の写しを職員健康管理室あてに提出してください。

※ 特定健康診査の対象は、40歳から75歳未満の方ですが、職場の定期健康診断または、人間ドックを受診することで、特定健康診断を受診したことになります。被扶養者は、共済組合から配付される「特定健康診査受診券」により、指定の医療機関で受診します。ただし、人間ドックを受診する場合は、特定健康診査の受診は不要です。「特定健康診査受診券」を職員健康管理室に返却してください。

2 人間ドック等の助成について（共）（厚）

(1) 千葉県市町村職員共済組合の助成

ア 対象となる健診と資格要件

(ア) 短期人間ドック

- a 受診予定日において年齢が35歳以上の者及びその被扶養者
- b 同一年度に短期人間ドックを受診していない者
- c 定期健康診断や特定健康診査等を受診していない者

(イ) 脳ドック

上記 a のほか、前年度及び当該年度に脳ドック・併用ドックを受診していない者

(ウ) PETドック

上記 a のほか、前々年度、前年度及び当該年度に脳ドック・併用ドックを受診していない者

(エ) 各併用ドック

上記 a・c のほか、(イ)と(ウ)を含むものは各要件を満たしていること

イ 申請方法

受診を希望する者は、予め共済組合が契約した検査医療機関に日時等を予約し、「人間ドック利用承認申請書」を記載の上、予約後速やかに職員健康管理室へ提出してください。受診予定日の3週間前頃に「人間ドック利用承認書」を交付しますので、受診時に医療機関に提出してください。

なお、人間ドック等による職務専念義務免除の申請については、服務の手引きをご確認ください。（電子書庫No. 420）

提出書類

（令和7年4月現在）

提出書類	助成額
人間ドック利用承認申請書(共)	1日ドック：検査費用の70%（上限33,000円） 1泊2日または通院2日：検査費用の70%（上限33,000円） 脳ドック：検査種類により，7,200～21,000円 PETドック：検査費用の50%（上限60,000円）

※40歳以上75歳未満の被扶養者が受診される場合は『特定健康診査受診券』も添付してください。

(2) 厚生組合の助成

共済組合の人間ドック（教職員互助会も含む。）等を受診した場合、その自己負担額から、10,000円を限度に1年度に1回助成します。なお、いずれも「健康管理及びワークライフバランス助成」のメニューとしての扱いとなります。

ア 対象者

組合員本人のみ

イ 申請・利用の方法

(ア) 厚生組合の指定する医療機関で受診する場合

「共済組合の人間ドック利用承認申請書」，「人間ドック利用助成承認申請書」を記載の上，職員健康管理室に提出してください。受診予定日の3週間前頃に「利用助成承認書」を発行します。受診時に，共済組合等が発行する承認書と併せて指定検査医療機関に提出してください。

自己負担額から助成額が控除されます。なお，承認書の中の検査結果提供同意書に必ず署名押印してください。

提出書類

(令和7年4月現在)

提出書類	助成額
人間ドック利用助成承認申請書(厚)	自己負担額のうち10,000円を上限 (1,000円単位で助成)

【厚生組合人間ドック利用助成対象指定検査医療機関】

名称	住所	電話番号
柏厚生総合病院	柏市篠籠田617	04-7144-8868
柏市立柏病院	柏市布施1-3	04-7134-2000
柏健診クリニック	柏市柏4-5-22	0120-15-4119
名戸ヶ谷病院	柏市新柏2-1-1	04-7166-6122
新東京クリニック	松戸市根本473-1	047-367-6670
野田総合病院	野田市横内29-1	04-7124-7427
楠樹記念クリニック	新宿区西新宿 2-6-1	03-3344-6666
キッコーマン総合病院	野田市宮崎100	04-7123-5910
千葉西総合病院	松戸市金ヶ作 107-1	047-384-8074
千葉愛友会記念病院	流山市鱈ヶ崎1-1	04-7110-0858

※ 注意

人間ドックの予約時に，検査医療機関に共済組合等の助成と柏市役所職員厚生組合の助成も受ける旨申し出てください。

(イ) 厚生組合が指定する検査医療機関以外の施設を利用する場合

会計時に自己負担額を支払い、速やかに給与厚生室健康管理担当へ健診結果を提出してください。なお、ワークライフバランス等助成金額は、ご自身で「福利厚生倶楽部」に電子申請してください。

3 婦人科（子宮ガン・乳ガン）検診の助成について（共）

子宮ガンもしくは乳ガン検診を受検し、保険外診療として検査費用を全額又は一部負担したときに助成します。

(1) 対象者

受診日において35歳以上の女性市町村職員共済組合員又は被扶養者

(2) 助成額

上限6,600円

(3) 必要書類

ア 婦人科検診助成金交付申請書（共済組合様式）

イ 領収書の写し

※ 人間ドックで受検する場合は、提出不要ですが、必ず「人間ドック利用承認申請書」の「婦人科検診助成金健診項目」欄に、検査項目を記載してください。

(4) 注意点

ア 領収書の写しについて

領収書には子宮ガン又は乳ガンの各検査項目・費用がわかるように記載されていることが必要です。

※ 医療機関で明記できない場合は助成の対象となりません。

イ 助成の対象外

保険診療で受検した場合には助成の対象とはなりません。

4 大腸内視鏡検査（共）

大腸内視鏡検査を受検し、保険外診療として検査費用を全額又は一部負担したときに助成します。人間ドックと同日（追加検査）実施も対象となります。

(1) 対象者

受診日において35歳以上の市町村職員共済組合員又は被扶養者

(2) 助成額

検査費用の50%（上限12,000円）

(3) 必要書類

ア 内視鏡検査助成金交付申請書（共済組合様式）

イ 領収書の写し

※ 人間ドックで受検する場合は、提出不要ですが、必ず「人間ドック利用承認申請書」の「大腸内視鏡検査」欄の受検希望を選択してください。

(4) 注意点

ア 領収書の写しについて

大腸内視鏡検査の費用がわかるように記載されていることが必要です。

※ 医療機関で明記できない場合は助成の対象となりません。

イ 助成の対象外

保険診療で受検した場合には助成の対象とはなりません。

5 特殊健康診断・予防接種等について

特定の業務に従事する職員に対し実施しています。該当する所属に対し、職員健康管理室より御案内しています。

健康診断	対象者	実施予定時期
特定業務 従事者健康診断	深夜業を含む業務に従事する職員	4・9～10月 雇入時健康診断・定期健康診断と同時実施
特定化学物質 健康診断	特定化学物質業務に従事する職員	
有機溶剤等健 康診断	有機溶剤等業務に従事する職員	
電離放射線健 康診断	電離放射線業務に従事する職員	
ハチ抗体価検査	ハチの駆除等において被害を受けるリスクが高い職員	4月 雇入時健康診断と同時実施
B型肝炎検査 及び予防接種	血液や分泌物に触れるような業務に携わる職員	5・1月 6・7・12月
破傷風予防接種	土中や動物の糞便の中に存在する破傷風菌による感染リスクの高い業務に携わる職員	5・6月
麻疹・風疹予防 接種	麻疹・風疹患者と接触するような業務に携わる職員	7・12月

6 健康相談について

職員健康管理室において、産業医と保健師（随時）による健康相談を行っています。健康に関する相談のある方は気軽にご利用ください。また、日時等詳しいことは職員健康管理室までお問い合わせください。

7 メンタルヘルス相談について

こころの健康相談として、精神科医、心理カウンセラーによる相談を実施しています。

(1) 職場内における相談（予約制）


- ・相談時間は1回につき30分～50分です。
- ・相談日時が変更になる場合もあります。

相談担当者	相談日時	利用方法
精神科医	毎月第1火曜日 午後3時～5時	いずれかの方法で職員健康管理室へ申し込み
カウンセラー	月6～7回 ※日時の詳細はお 問合せください。	電話：7167-1285 (内771-2613/2657) , 庁内メール（担当宛）, 直接窓口にて

(2) 職場外における相談

- ・日本産業カウンセラー協会の下記相談室を利用できます。（予約制）
- ・原則として年度内5回までの相談は無料です。以後、継続して相談を希望する場合は実費となります。
- ・予約日前々平日の5時以降のキャンセルまたは無断キャンセルの場合は、キャンセル料が発生します。
- ・庁舎内におけるメンタルヘルス相談と同時に利用することはできません。

相談場所	予約電話・日時	利用方法
柏相談室（東関東支部） 柏市柏2-6-17 染谷エステートビル3F	04-7168-7163 月曜日～金曜日 10:00～17:00	【電話予約（対面相談）】 ①利用したい相談室に、直接電話し、下記2点を伝え、相談日時を調整 ・柏市職員（その家族）であること ・メンタルヘルス相談を希望すること ②相談当日は、身分証明書または健康保険証を提示
千葉相談室（東関東支部） 新町18-12 第8東ビル501号	043-243-3737 月曜日～金曜日 10:00～17:00	
東京相談室（東京支部） 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-2-12	03-6434-9326 月曜日～金曜日 10:00～17:00	【メール予約（対面またはZoom相談）】

菱化代々木ビル4階		・受付期限：相談希望日の3日前までに ・下記二次元コードから必要事項を入力 ※ご自身でZoomやWiFi等の環境をご用意ください。
埼玉相談室（北関東支部） さいたま市浦和区仲町 3-5-1 埼玉県県民健康 センター2階	048-823-7808 月曜日～金曜日 9:30～17:30	

イ 千葉県市町村職員共済組合の相談

- ・ 0120-765-232 月～金9～21時／土10～18時
- ・ 電話で相談予約，電話相談または面接カウンセリング

8 プライバシーの確保

相談内容等のプライバシーは厳守します。相談者の氏名や相談内容は、健康管理担当、産業医、精神科医、カウンセラーのみが管理し、給与厚生室他担当職員を含め、所属などには一切秘密とされますので、安心してご相談ください。

なお、日本産業カウンセラー協会から、相談者氏名や具体的な相談内容の報告はありませんので、相談者個人は特定されません。

9 健康管理室だよりについて

職員の健康管理に関して「職員健康管理室だより」の各号でお知らせしています。

バックナンバー … 庁内共有>03総務部>030700給与厚生室

>11職員健康管理室だより

10 厚生組合の健康づくり及びワークライフバランス助成について（厚）

1年につき10,000円を限度に助成します。メニューは A 医療機関（①人間ドック・医療機関検診・脳ドック・がん検診・歯科検診，②各種予防接種・禁煙外来治療・診断書取得費用），B 健康づくり（①メンタルヘルス相談，②スポーツスクール等会費，③マッサージ・整体，④家庭用常備薬等購入）C ワークライフバランス（①余暇リフレッシュ，②自己啓発，③生活支援）です。

それぞれ、組み合わせは自由ですが、限度額の範囲内で助成します。申請は「福

利厚生倶楽部」から電子申請となります。

※短時間再任用職員・任期付短時間職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員・
事務局雇用職員は対象外

第10章 「保険について」

給与厚生室及び職員厚生組合で取り扱っている保険又は保険料を給与から控除する保険は、次のとおりです。

生命保険会社等

保険の種類	保険会社等	募集時期	保険開始	問い合わせ先
サポート保険 (生命保険) (医療保障) (積立年金)	共済組合 (引受会社) 明治安田生命	6月	10月1日	給与厚生室
所得補償保険		9月～ 10月	2月1日	
傷害総合保険 公務員賠償責任保険			3月1日	
全国市長会保険(厚) (生命保険) (医療保障) (積立年金)	市長会 (引受会社) 第一生命	2月～3月 8月～9月 10月～12月	6月1日 1月1日 3月1日	
		(引受会社) 住友生命	6月～ 7月	
がん保険等(厚)	アフラック	2月～ 5月	6月1日	
損害保険(厚)	34ページ参照	随 時		34ページ参照
火災共済(厚) 自動車共済(厚)	全国都市職員 災害共済会	随 時		給与厚生室
公務員賠償責任保険 (厚)	日新火災海上保険 (株)	3月	4月1日	代理店 (株)ジャパン インシュ アランス エージェント 千葉支店 04(7172)0962

※ (厚)は職員厚生組合が取り扱っているもの

(注意事項) 以下については給与厚生室で扱っていませんので、問い合わせ先に照会してください。

生命保険	各民間保険会社・郵便局	職員組合
自治労共済		職員組合 現業労働組合

損害保険会社

保険会社	代理店	問い合わせ先
東京海上日動火災保険（株）	(有)柏保険センター	0120 - 64 - 9325
	(有)ベストワン	04 - 7191 - 4391
	進士	04 - 7193 - 7414
あいおいニッセイ同和 損害保険（株）	A L L 保険プラザ	04 - 7164 - 0999
	(株)ジャパン インシュア ランス エージェント千葉支店	04 - 7172 - 0962
	エフコンサル東日本	04 - 7196 - 6162
三井住友海上火災保険（株）	(有)マモルエージェンシー	04 - 7164 - 6673
	(株)アーツマネジメント	04 - 7164 - 3678
	(有)中嶋保険事務所	04 - 7152 - 9190
	アーバンプロテクト山本	04 - 7136 - 9190
損保ジャパン（株）	アームス保険事務所	04 - 7156 - 8511
	(有)ジェイワン	04 - 7124 - 6656
	千葉西支店 柏支社	04 - 7167 - 6767
共栄火災海上保険	柏直営支社	04 - 7164 - 8101
	東日本北千葉支店	同上

第 1 1 章 「不幸があったとき」

提出書類の一覧

(令和 7 年 4 月現在)

提出書類	添付書類	期限	支給額等
扶養親族異動 認定申請書 (給)	埋葬許可証又は火葬許可 証の写し(死亡診断書 可)	15日	※扶養親族死亡の場 合に必要な
被扶養者申告書(共)	埋葬許可証又は火葬許可 証の写し(死亡診断書 可) 組合員被扶養者証	30日	
埋葬料・家族埋葬料 等請求書 (共)	埋葬許可証又は火葬許可 証の写し(死亡診断書 可)	2年	50,000円
弔慰金給付申請書 (厚)		1年	組合員死亡の場合 300,000円 親族死亡の場合 30,000～100,000円
遺児育英金請求書 (共)	必要なし	2年	18歳未満の被扶養者 がいるとき1人につ き、100,000円を給付

1 組合員及び被扶養者に不幸があったときについて (共)

- (1) 組合員が公務によらないで死亡したときは、その家族に埋葬料として共済組合から50,000円が支給されます。また、給与、共済等の手続きの案内を別途ご家族にさせていただきます。
- (2) 家族(被扶養者に限る。)が死亡したときは、組合員に家族埋葬料として共済組合から50,000円が支給されます。

なお、死亡した被扶養者は、被扶養者としての資格を喪失するので、被扶養者申告書及び配偶者が死亡した場合は、千葉県市町村職員共済組合に係る国民年金第3号被保険者関係届を提出してください。

※ 組合員のかたが死亡した場合には、別途『遺族共済年金』の手続きが必要となる場合があります。

2 組合員及び親族に不幸があったときについて（厚）

組合員又は親族が死亡したときは、その遺族に弔慰給付が支給されます。親族の区分及び金額は、以下のとおりです。

親族の区分	金 額
組合員	300,000円
組合員の配偶者	100,000円
組合員の直系血族である子	30,000円

※ 短期組合員は対象外です。

職員本人が亡くなられた方については、適宜、給与、共済等の手続きの案内を別途ご家族にさせていただきます。

第12章 「貯金，貸付，物資の購入について」

1 財形貯蓄について（給）

(1) 種類

財形貯蓄は，一般財形貯蓄，財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の3種類があります。

(2) 加入及び積立額の変更について

ア 時期

通年を通して申し込み可能です。

イ 手続

次の金融機関の中から選択して（1社に限る。）当該金融機関と契約してください。

区分	金融機関	問い合わせ先
銀行	1 千葉銀行 柏支店	04-7167-0111
	2 三井住友銀行 柏支店	0570-032-495
	3 三菱東京UFJ銀行 柏中央支店	04-7166-1101
	4 千葉興業銀行 柏支店	04-7167-4101
	5 京葉銀行 柏支店	04-7167-6135
	6 三菱UFJ信託銀行 柏支店	04-7145-1121
	7 みずほ信託銀行 柏支店	04-7164-5161
証券会社	1 野村証券 柏支店	04-7163-2011
	2 大和証券 財形事務グループ	03-5633-6254
	3 岡三証券 柏支店	04-7163-4311
生命保険会社	1 第一生命保険 柏常総支社	04-7144-0136
	2 朝日生命保険 柏営業所	04-7162-1151
	3 明治安田生命保険 柏支社	04-7145-6000
	4 大樹生命保険お客様サービスセンター 財形担当	04-7162-3246
	5 住友生命相互会社 かしわ支部	04-7164-5438
	6 日本生命相互会社 東京職域サービスセンター	0120-981-535
その他	1 市川市農業協同組合 田中支店	04-7131-4141
	2 中央労働金庫 柏支店	04-7163-4567
	3 ゆうちょ銀行 柏支店	04-7167-2080

(3) 中断，解約について

ア 手続き

給与厚生室にお問い合わせください。

イ 育児休業等による中断

育児休業等，給与の支給がない場合は，中断となります。復職後，直ちに

再開の手続をしてください。

2 iDeCoについて（給）

(1) 加入できる方

千葉縣市町村職員共済組合の組合員で65歳未満の方

※公立学校共済組合員も対象。手続は教育総務課で行ってください。

(2) 手続方法

ア 加入申込書の取り寄せ

金融機関から加入申込書一式を取り寄せ、事業主証明が必要な場合は、その中にある事業主証明書を給与厚生室に提出してください。

なお、事業主証明書を給与厚生室に提出する際は、以下の書類も併せて提出してください。

- ・証明書交付願*
- ・同意書*
- ・確認書*（給与控除希望者のみ）
- ・年金手帳（又は基礎年金番号通知書）など基礎年金番号のわかる書類の写し

※ 証明書交付願、同意書及び確認書の様式は、「電子書庫」－「給与・福利厚生（給与厚生室）」－「福利厚生担当」－「各種保険・iDeCo」－「iDeCo関係」に保存してあります。

イ 事業主証明書の提出

給与厚生室で事業主証明書を証明した後、文書ボックスを経由して返却しますので、加入申込書と一緒に金融機関に提出してください。

(3) 注意事項

ア 掛金の払込方法について

給与控除（事業主払込）と個人払込のどちらかを選択することとなります。

イ 取扱金融機関について

給与厚生室では、特定の金融機関のあっせん、紹介は行いませんので、各自で資料請求するなどしてください。

取扱のある金融機関は、iDeCo公式サイトで確認できます。

(<https://www.ideco-koushiki.jp/operations/>)

3 共済貯金について（共）

定額積立 … 定額(1,000円単位)を毎月の給料から控除して積立てするもの

- 臨時積立 … 6月期・12月期の期末・勤勉手当から控除（50,000円単位）して積立てするもの（積立額は、それぞれの支給日前に申込みを受け付けますので、通知に留意してください。）
- 新規申込み … 随時受付
- 積立額変更 … 年2回（1月及び6月に受付）
- 払戻し … 払戻請求書を提出してください。
申込締切日は、毎月3日頃（別途通知をご確認ください。）、
払戻日は毎月28日（12月は25日）で、締切・払戻日が休日の場合は、その前日となります。
- 解約 … 払戻請求書に併せて共済貯金解約申込書を提出してください。
- 残高の照会 … 年2回共済組合からお知らせします。
- 利率 … 共済だより4月号参照
- 積立上限額 … 3,000万円

4 物資（自動車）の購入について（共）

(1) 手続の流れ

- ア 物資購入票の所定の事項を記入し、押印する。
- イ 給与厚生室に提出し、購入限度額及び所属所長の証明を受ける。
- ウ 証明を受けた物資購入票を特約店に提出する。
- エ 代金の支払いは、毎月の給与天引きによる償還となる（事前に償還表を配付します。）。
- オ ボーナス時増額償還に切り替え希望の場合は、「ボーナス時増額償還申出書」を提出してください。受付は、年2回で、6月分は4月25日、12月分は10月24日締め切りとなります。

(2) 繰上げ償還について

- 前月末日**までに給与厚生室に「繰上償還申出書」を提出してください。
後日、振込依頼書を渡しますので、金融機関において当月末日までに納入してください。

5 貸付けについて（共）

共済組合の貸付事業は、次のとおりです。

申込みを希望される方は、給与厚生室まで連絡をお願いします。

（令和7年4月現在）

区分	種類	利率	償還期間 [] は、据置き期間
貸付金の種類	1 普通貸付	年率1.26%	9月～120月以内
	2 住宅貸付	1.26	50月～360月以内
	3 災害貸付 (1) 災害家財貸付 (2) 災害住宅貸付 (3) 災害再貸付	0.93 0.93 0.93	24月～120月以内 [12月以内] 54月～360月以内 [12月以内] 54月～360月以内 [12月以内] ※ 激甚災害による災害貸付-据置き期間[36月以内] 当該据置き期間に係る利率は0.72%とする。(1)は除く
	4 在宅介護対応住宅貸付	1.00	50月～320月以内 [災害貸付との併用のみ12月以内]
	5 特別貸付 (1) 医療貸付 (2) 入学貸付 (3) 修学貸付 (4) 結婚貸付 (5) 葬祭貸付	1.26 1.26 1.26 1.26 1.26	30月～120月以内 [24月以内] 30月～120月以内 [72月以内] 45月～150月以内 [72月以内] 30月～120月以内 30月～120月以内
	6 高額医療貸付	0.00	高額療養費が支給されるまで
	7 出産貸付	0.00	出産費等が支給されるまで
貸付金の限度額	1 普通貸付・災害家財貸付…給料の6月分（最高200万円）		
	2 住宅貸付・災害住宅貸付…給料月額に組合員期間に応じた月数を乗じた金額（最高1,800万円）		
	3 災害再貸付…給料月額に組合員期間に応じた月数を乗じた金額の2倍（最高1,900万円）		
	4 在宅介護対応住宅貸付…（最高300万円）住宅貸付及び災害貸付の貸付限度額に加算可能		
	5 医療貸付…給料の6月分（最高100万円）		
	6 入学貸付…給料の6月分（最高200万円）		
	7 修学貸付…修学年限1年につき180万円（修学年限の期間、最高6年以内）		
	8 結婚貸付…給料の6月分（最高200万円）		
	9 葬祭貸付…給料の6月分（最高200万円）		
	10 高額医療貸付…高額療養費相当額		
	11 出産貸付…出産費相当額		
貸付金の限度額の特例	1 住宅貸付・災害貸付（災害家財貸付は除く）		
	(1) 組合員期間 1年以上 3年未満…100万円		
	(2) 組合員期間 3年以上 7年未満…400万円		
	(3) 組合員期間 7年以上12年未満…700万円		
	(4) 組合員期間12年以上17年未満…900万円		
	(5) 組合員期間17年以上…1,100万円		
	2 災害再貸付		
	(1) 組合員期間 1年以上 3年未満…150万円		
	(2) 組合員期間 3年以上 7年未満…450万円		
	(3) 組合員期間 7年以上12年未満…750万円		
(4) 組合員期間12年以上17年未満…950万円			
(5) 組合員期間17年以上…1,150万円			

申込みの締切りは、毎月25日（送金は翌月の28日、土日祝日の場合は前日）です。ただし、12月については通知文にて随時お知らせします。

なお、繰上げ償還を希望する場合は、前月末日までに「貸付金繰上償還申出書」を提出してください。後日、「貸付償還金振込依頼書」をお渡ししますので、金融機関において当月の末日までに納入してください。

6 貸付, あっせん販売等について (厚)

(1) 貸付事業の種類とその内容

(令和7年4月現在)

貸付の種類	貸付限度額	貸付の条件等
普通貸付	300,000円 (10,000円単位)	手数料2%を貸付時に徴収する。
特別貸付	500,000円	組合員又は被扶養者が次のいずれかに該当し、かつ、特に費用を必要とするときに貸し付ける。 (a) 火災, 風水害その他の災害に遭ったとき。 (b) 病気又は負傷により入院したとき。 (c) 6箇月定期券等を購入することにより, 負担額が5万円を超える場合で, 以下の要件のいずれかに該当するとき。 ア 最初に購入するとき(採用時等)。 イ 転居により負担が増加するとき。 (d) その他組合長が必要と認めたとき。
医療貸付	1,000,000円 (100,000円単位)	組合員又は被扶養者が病気又は負傷により次のいずれかに該当し、かつ、特に費用を必要とするときに貸し付ける。 (a) 共済組合又は公立学校共済組合の医療給付が受けられないとき。 (b) その他組合長が必要と認めるとき。

※ 被扶養者の定義

市町村共済組合, 公立学校共済組合千葉県支部, 被扶養者として認定しているものに限る。

※ 普通貸付の申込締切日は, 毎月25日(土日祝日の場合は翌日)で, 翌月の5日(土日祝日の場合は前日)に貸付けします。

※ 5月, 1月の送金は10日

また, 他の貸付については随時受付しています。

第 1 3 章 「永年勤続の祝金について」

千葉県市町村職員互助会の給付制度として、現職の会員が勤続 2 5 年に達した際の給付制度があります。「永年勤続者祝金」10,000円と併せて千葉県市町村職員共済組合の保養所が利用できる宿泊補助券（5,000円×2,1人1泊または1食につき1枚使用可能）が支給されます。申請は、会員情報から手続を行うため、個別申請は不要です。

（令和 7 年 4 月現在）

第14章 「宿泊施設等の助成, 各種斡旋について」

1 共済組合が行う助成について（共）

(1) 宿泊施設の助成

利用に当たっては、保養所及び保健センターの申込みをした後、利用当日に「利用券」と「組合員証・組合員被扶養者証」を施設の窓口に提出してください。

(令和7年4月現在)

施設名	申込先	助成額
オークラ千葉ホテル	043-248-1111	6,000円
黒潮荘	04-7092-2205	1泊2食付き 6,500円
那須の森ヴィレッジ	0287-78-1636	素泊り及び1泊朝食付き, キャンプサイト 2,500円
契約施設	共済だより4月号折り込みの「契約医療機関・契約施設一覧」を参照	2,500円

※ 直営施設を利用できる対象者は組合員本人とその被扶養者、被扶養者でない配偶者並びに2親以内の親族です。

(2) 遊園施設の助成

共済組合には、遊園地、プール等の指定遊園施設があります。

「利用券」と「組合員証・組合員被扶養者証」を利用当日施設の窓口に提出してください。助成額は1人1回1,000円です。

※ (1)の契約施設及び(2)を利用できる対象者は組合員本人とその被扶養者（組合員被扶養者証が発行されている方）のみとなりますのでご注意ください。

助成券を利用の際は必要事項を全て記載の上、窓口に提出してください。

(3) 貸切バス等の助成

保養所での婚礼のため貸切バス等を利用したとき又は保養所及び保健センターでの宿泊若しくは会議のため貸切バス等を利用したときは、共済組合から助

成金が支給されます。

助成額は、婚礼のための利用については契約料金の90%、その他については契約料金の50%で5万円が限度となります。

2 厚生組合が行う助成等について（厚）

(1) 宿泊予約サイト

厚生組合が契約している「じゃらんコーポレートサービス」の運営するサイトから宿泊施設等の予約ができます。

(2) 福利厚生倶楽部（株）リロクラブ

レジャーや育児，介護，自己啓発などの様々なサービスを利用できます。

(3) ディズニーコーポレートプログラム利用券事業

ディズニーコーポレートプログラム利用券の抽選配布を毎年6月～7月に行っています。

(4) レイソルチケット配付事業

レイソルチケットの抽選配付を年に数回実施していきます。

※ 利用方法など，詳細は電子書庫の『厚生組合ガイドブック』を御覧ください。

第15章 「退職のとき」

1 共済組合への手続について（共）

退職の場合は、手続に必要な書類を案内します。なお下記以外にも必要書類がございますので詳細は給与厚生室までお問い合わせください。

提出書類	定年・普通退職	再任用退職	死亡退職
退職届	○	○	
任意継続組合員資格取得申出書	希望者	希望者	
埋葬料等請求書			○
遺族厚生年金決定請求書 (遺族の認定要件を満たした場合)			○
遺児育英金請求書			該当者

2 老齢厚生年金について（共）

平成27年10月から、公務員が加入していた「共済年金」が「厚生年金」に統一されました。

公的年金に加入していた期間（共済組合の組合員期間、厚生年金、国民年金などに加入していた期間）が、10年以上ある方が、65歳に達したときから「老齢厚生年金」が支給されます。

また、60歳に達したときから65歳に達するまでの間には、一定の要件を満たしているとき、厚生年金の報酬比例部分にあたる「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。なお、支給開始年齢が生年月日等により段階的に引き上げられています。

以上の老齢厚生年金に併せて、65歳に達すると、国民年金制度からは「老齢基礎年金」が支給されます。

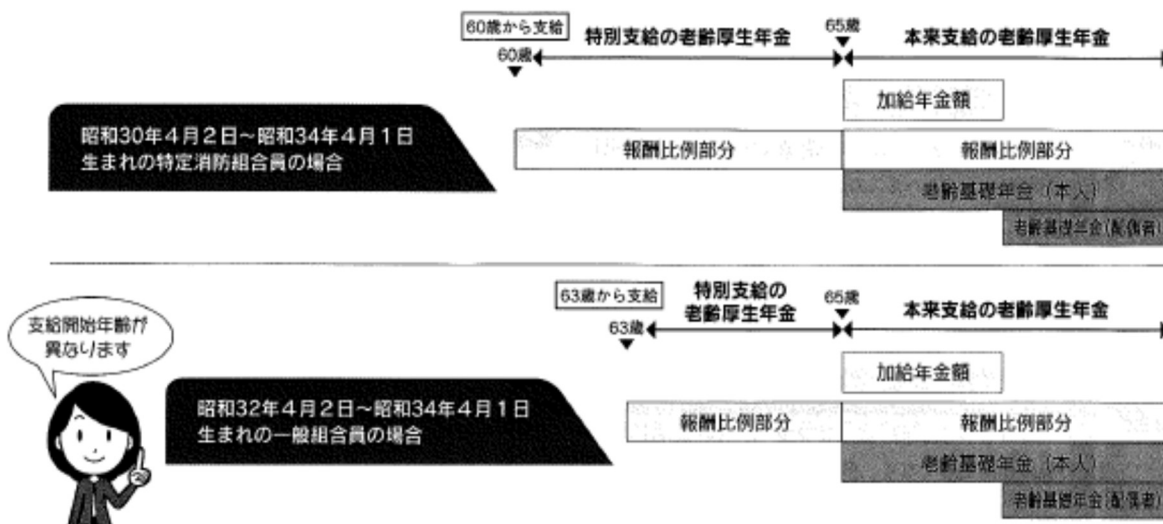
被用者年金一元化により、年金請求書等については、受給権発生時に加入している共済組合又は最終加入記録を有する実施機関（共済組合又は年金機構）から、誕生月の1ヵ月前に送付されます。

在職中の共済組合加入者には、給与厚生室から送付します。

○ 支給開始年齢の引き上げスケジュール

一般組合員	
生年月日	厚生年金相当部分の支給開始年齢
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以降	65歳
特定消防組合員	
生年月日	厚生年金相当部分の支給開始年齢
昭和30年4月2日～昭和34年4月1日	60歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日	61歳
昭和36年4月2日～昭和38年4月1日	62歳
昭和38年4月2日～昭和40年4月1日	63歳
昭和40年4月2日～昭和42年4月1日	64歳
昭和42年4月2日以降	65歳

老齢厚生年金のイメージ



3 退職手当について（給）

退職時には、次の算式により退職手当が支給されます。

- ・基本額に適用される支給率は、退職事由及び勤続期間によって決定し、調整額は、勤続期間が特定の年数に満たない場合の減額等があります。
- ・勤続年数20年以上かつ45歳以上の職員が59歳までに早期退職した場合は、退職日給料月額に退職時年齢と60歳の差に相当する年数1年につき100分の3を加算した額が加算されます。
- ・60歳以上の方については定年の段階的引上げに伴い、計算方法が異なる場合がございますので、別途お知らせいたします。

$$\text{退職手当額} = \text{基本額（退職日給料月額} \times \text{支給率} \times 1） + \text{調整額} \times 2$$

※1 退職事由別支給率一覧

（令和7年4月現在）

勤続年数	自己都合	定年・任期終了・ 公務外死亡
1	0.5022	0.837
2	1.0044	1.674
3	1.5066	2.511
4	2.0088	3.348
5	2.511	4.185
6	3.0132	5.022
7	3.5154	5.859
8	4.0176	6.696
9	4.5198	7.533
10	5.022	8.37
11	7.43256	11.613375
12	8.16912	12.76425
13	8.90568	13.915125
14	9.64224	15.066
15	10.3788	16.216875
16	12.88143	17.890875
17	14.08671	19.564875
18	15.29199	21.238875
19	16.49727	22.912875
20	19.6695	24.586875
21	21.3435	26.260875
22	23.0175	27.934875
23	24.6915	29.608875
24	26.3655	31.282875
25	28.0395	33.27075
26	29.3787	34.77735
27	30.7179	36.28395
28	32.0571	37.79055
29	33.3963	39.29715
30	34.7355	40.80375
31	35.7399	42.31035
32	36.7443	43.81695
33	37.7487	45.32355
34	38.7531	46.83015
35	39.7575	47.709
36	40.7619	47.709
37	41.7663	47.709
38	42.7707	47.709
39	43.7751	47.709
40	44.7795	47.709
41	45.7839	47.709
42	46.7883	47.709
43	47.709	47.709
44	47.709	47.709
45	47.709	47.709

※2 調整額（役職別の貢献度を勘案する部分）

- (1) 勤続年数の長短にかかわらず職務・職責の貢献度及びその在職年数をきめ細かく勘案して調整額を支給します。

調整額の内容

区 分	調整月額	職員の区分	
		行一	行二
第1区分	65,000	9級	
第2区分	59,550	8級	
第3区分	54,150	7級	
第4区分	43,350	6級	
第5区分	32,500	5級	5級(職長)
第6区分	27,100	4級	5級
第7区分	21,700	3級	3, 4級
第8区分	0	1, 2級	1, 2級

* 在職期間のうち、職務の級の高い方から60月分の調整月額の合計を支給

例1 第1区分の在職期間が60月以上の場合

調整額：65,000円×60月＝3,900,000円

例2 第1区分の在職期間が24月、第2区分の在職期間が36月以上の場合

調整額：65,000円×24月＋59,550円×36月＝3,703,800円

- (2) 調整額の減額調整等

中短期勤続者や自己都合退職者等に対しては、調整額を減額又は不支給とします。

・令和5年度の定年引上げに伴い、60歳以降に退職をした場合の『基本額』の算定方法は、当分の間以下の通りとなります。

「60歳時の給料月額×60歳までの勤続年数に応じた支給率」＋「退職時の給料月額(60歳時の7割)×(退職時の勤続年数に応じた支給率－60歳までの勤続年数に応じた支給率)」

※ 適用される支給率は「定年・任期終了・公務外死亡」の欄となります。

(参考) 給与支給明細書の内容について

支給		控除 1		控除 2		勤怠, その他	
支給総額	260,822	控除額合計	48,194	学生協保険料		標準報酬月額	
差引支給額	212,628			教職員保険		短期等級	18
第一口座	212,628	共済掛金・社会保険料		損保会社		短期	220,000
第二口座		短期分	10,428	所得補償保険		厚生年金等級	15
		福祉分	484			厚生年金	220,000
小計	203,202	介護分		入院医療保険		退職等年金給付等級	15
小計累計	203,202	厚生年金	20,130	財形貯蓄		退職等年金給付	220,000
		退職等年金給付	1,650	財形年金			
給料	191,700	健康保険		財形住宅			
地域手当	11,502	厚生年金保険料		教育公務員弘済会			
扶養手当		介護保険		教育会館拠出金			
管理職手当		雇用保険		教職員共済			
住居手当		iDeCo		親和会費			
待勤手当				学生協返済金			
時間外手当				教職員組合費		時間外	
休日勤務手当				青年婦人費		1.25	
夜間勤務手当				組合費		1.5	
通勤手当 (課税)						1.35	
宿日直手当 (課税)		計	32,692	月販		1.6	
管理職員特別勤務手当		累計	32,692			0.25 (振替)	
単身赴任手当		課税対象額	170,510			1.50 (60超)	
通勤手当 (非課税)	57,620	所得税	3,710			1.75 (60超)	
宿日直手当 (非課税)		所得税累計	3,710			0.50 (振替・60超)	
教職員特別手当		住民税				1.35 (休日)	
初任給調整手当						1.45 (休日)	
期末手当						1.70 (休日)	
勤勉手当						0.25	
						1	
		共済組合 返済金					欠勤・休暇
		共済組合 物資					
		共済組合 貯金	10,000				
		がん保険					
		控除金					
		互助会 掛金	792				
		互助会 返済金					
		互助会 貯金					
		教職員互助会 掛金					
		教職員互助会 返済金					
		教職員互助会 貯金					
		厚生組合 掛金	1,000				
		厚生組合 期限					
		厚生組合 返済金					

社会保険料

諸手当については P 2 ~ P 5 を参照

前月の勤務実績や通勤に対する手当 通勤手当については P 4 を参照

共済掛金の算定基礎額

時間外手当の算定基礎

4月のみ控除されるもの

給与・福利厚生の手引

平成3年 6月 1日 初版発行

令和7年 6月 1日 第19次改訂版発行

発行 人事課給与厚生室

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号

TEL 04-7167-1241 (直通)

内線 7712273, 7712274,

7712263

FAX 04-7166-6026
